

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

平成18年 3 月22日	国自保第1347号
平成19年 3 月23日	国自保第1556号
平成20年 3 月14日	国自保第1250号
平成21年 3 月10日	国自保第 966号
平成22年 3 月19日	国自保第1049号
平成23年 3 月25日	国自保第1190号
平成24年 3 月30日	国官参自保第705号
平成25年 5 月22日	国官参自保第135号
平成26年 3 月26日	国官参自保第928号
平成27年 3 月27日	国官参自保第873号
平成27年 6 月 3 日	国官参自保第128号
平成28年 3 月31日	国官参自保第835号
平成29年 3 月31日	国官参自保第861号
平成30年 3 月30日	国官参自保第679号
平成31年 3 月28日	国官参自保第722号
令和元年12月11日	国官参自保第511号
令和 2 年 4 月15日	国官参自保第 33号
令和 3 年 3 月29日	国官参自保第638号
令和 4 年 6 月14日	国官参自保第103号
令和 4 年12月16日	国官参自保第402号
令和 5 年 月 日	国官参自保第 号

この要領は、被害者保護増進等事業費補助金のうち、自動車事故相談及び示談あっ旋事業、自動車事故被害者支援体制等整備事業、交通遺児育成基金事業、介護料支給業務、回収不能債権の補填業務及び相談支援実施料支給業務（以下「各補助金事業等」という。）に係る補助金の交付に関して、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和55年 9 月12日付け自保第151号）第21条（実施要領）に基づき、実施細目を定めるものである。

1. 実施細目及び様式等

各補助金事業等における実施細目及び様式等は、以下のとおりそれぞれの事業ごとに定める。

- (1) 自動車事故相談及び示談あっ旋事業
- (2) 自動車事故被害者支援体制等整備事業
- (3) 交通遺児育成給付金支給事業
- (4) 介護料支給業務
- (5) 回収不能債権の補填業務
- (6) 相談支援実施料支給業務

附 則

1. 平成17年3月30日国自保第1797-2号以前の自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領は平成18年4月11日をもって廃止する。

附 則 (平成18年3月22日 国自保第1347号)

1. この実施要領は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則 (平成19年3月23日 国自保第1556号)

1. この実施要領は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則 (平成20年3月14日 国自保第1250号)

1. この実施要領は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則 (平成21年3月10日 国自保第966号)

1. この実施要領は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則 (平成22年3月19日 国自保第1049号)

1. この実施要領は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則 (平成23年3月25日 国自保第1190号)

1. この実施要領は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則 (平成24年3月30日 国官参自保第705号)

1. この実施要領は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則 (平成25年5月22日 国官参自保第135号)

1. この実施要領は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則 (平成26年3月26日 国官参自保第928号)

1. この実施要領は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則 (平成27年3月27日 国官参自保第873号)

1. この実施要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則 (平成27年6月3日 国官参自保第128号)

1. この実施要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年3月31日 国官参自保第835号）

1. この実施要領は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則（平成29年3月31日 国官参自保第861号）

1. この実施要領は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則（平成30年3月30日 国官参自保第679号）

1. この実施要領は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則（平成31年3月28日 国官参自保第722号）

1. この実施要領は、平成31年度の補助金から適用する。

附 則（令和元年12月18日国官参自保第538号）

1. この実施要領は、令和元年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 自動車事故医療体制整備事業のうち在宅生活支援環境整備事業に係る申請であって、補助対象事業が完了する日が令和元年12月31日以前のものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月15日国官参自保第33号）

1. この実施要領は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則（令和3年3月29日国官参自保第638号）

1. この実施要領は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年6月14日国官参自保第103号）

1. この実施要領は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年12月16日国官参自保第402号）

1. この実施要領は、令和4年12月16日から適用する。

（経過措置）

2. この実施要領の適用前に完了した事業に係る補助事業の交付申請については、実施要領の改正前の規定により行うことができる。

附 則（令和5年 月 日国官参自保第 号）

1. この実施要領は、令和5年度の補助金から適用する。

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故被害者支援体制等整備事業)

(通則)

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第2条 本補助金は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象事業者」という。）を交付対象とする。

- 一 日本に拠点を有していること
- 二 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- 三 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- 四 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
- 五 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること
- 六 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること

(補助対象経費)

第3条 補助対象事業の範囲は、事業対象経費の区分（業務管理費を除く。）ごとに定める被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施細目（別紙1～5）に定める補助対象経費とする。

2 事業対象経費のうち、業務管理費については、労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷製本費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために必要と認められるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- 一 建物等施設に関する経費
- 二 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

三 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者
に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等はこの限りではない。）

四 その他事業に関係ない経費

（補助率及び間接補助額）

第4条 補助対象事業者に対する補助金の交付に係る補助率及び間接補助額につ
いては、次のとおりとする。

一 補助率 定額

二 間接補助額 次に掲げる額とする。

イ 自動車事故被害者受入環境整備事業 5億2,021万円の範囲内

ロ 短期入院協力事業 1億7,040万円の範囲内

ハ 短期入所協力事業 1億3,046万円の範囲内

ニ 社会復帰促進事業 8,200万円の範囲内

ホ 在宅療養環境整備事業 2億4,311万円の範囲内

（被害者保護増進等事業費補助金交付申請書）

第5条 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとす
る。

一 「補助対象事業の種別」の欄には、「自動車事故被害者支援体制等整備事業」
と記載すること。

二 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者
支援体制等整備事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添
付すること。

三 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体
制等整備事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添付す
ること。

四 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金見込額の合計額を記載するこ
と。

（補助対象事業実績報告書）

第6条 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

一 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体

制等整備事業実施・経費報告書のとおり」と記載すること。

二 「補助金充当予定額」の欄には、別紙の補助金見込額の合計額を記載すること。

三 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業実施・経費報告書のとおり」と記載すること。